

杉並区広告付き窓口封筒の無償提供者募集要項

住民票の写し、戸籍及び住民税に関する証明書などを交付する際に使用する広告付き窓口封筒及び封筒設置台を無償提供していただける事業者を以下のとおり募集します。

1 窓口封筒の仕様

(1) 内容

①窓口封筒

ア 角形2号 年間約 80,000枚

イ 角形6号 年間約 130,000枚

②封筒設置台

角形6号の封筒を置くための台を、無償貸与してください。設置台数は事前に区と協議してください。設置台に破損が生じた際はその都度対応してください。

(2) 設置期間

令和9年1月1日から令和9年12月31日まで（1年間）

ただし、5年を限度に期間を延長することができます。

設置期間を延長する場合は、窓口封筒の無償提供枚数について、その都度区と調整を行うこととします。

なお、使用期間を経過した封筒は、無償で回収してください。

(3) 設置場所及び納品場所

杉並区役所区民課、各区民事務所（6か所）

年4回に分けて納品してください。納品日及び内訳枚数については、事前に区と協議してください。

(4) 広告掲載

区の記載部分は、封筒の表面積及び裏面積のそれぞれ60パーセント以上とし、記載内容は区が指定します。

広告の範囲は、表面積及び裏面積のそれぞれ40パーセント未満とします。

(5) 掲載できる広告

「杉並区広告掲載基準」に抵触しないものであり、区内商工業の発展に期するものとします。

(6) 製作上の注意事項

①広告内容、色、形状等の封筒の仕様については、事前に区と協議してください。

②封筒は、区の承諾を受けた後に作成してください。

2 広告内容の苦情等

(1) 広告の内容に関する苦情については、事業者が一切の責任を負うものとし、苦

情等があった場合は、速やかに解決にあたってください。

- (2) 事業者は、広告主の営業停止等の問題が生じた場合は、速やかに区に通知し、当該封筒を回収し、代替の封筒を区に提供してください。

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たしていることが要件になります。

申請及び無償提供者の決定後であっても、各号に該当しなくなったと認められる場合は、申請の受付及び決定を取り消します。なお、取消しによる製作費用その他一切の費用について、区は補償いたしません。

- (1) 法人格を有する団体に限る。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (4) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 杉並区広告掲載基準（平成 27 年 2 月 27 日杉並第 62478 号）第 7 条の広告の制限の規定に該当しない法人又は第 10 条の規制業種又は事業者の規定に該当しない法人であること。

4 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

令和 8 年 2 月 2 日（月）から令和 8 年 2 月 25 日（水）まで

(2) 応募方法

- ・郵送（令和 8 年 2 月 25 日（水）必着）又は持参のこと。
- ・持参による場合は下記の受付時間に提出すること。

※受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜・日曜・祝日を除く）

(3) 提出書類

- ① 杉並区広告付き窓口封筒無償提供申込書（様式 1）
- ② 事業提案書（様式自由）

- a) 事業概要
 - b) 事業の PR
 - c) 納入方法及び納入までのスケジュール
 - d) 広告主の募集方法
 - e) 自社の広告掲載基準
 - f) 広告内容に不備等が発生した場合等の対応
 - g) 印刷を行う業者
 - h) 過去 3 年間の事業実績
 - i) その他
- ③ 登記簿謄本(原本) (発行後 3 か月以内のもの)
 - ④ 法人事業税の納税証明書 (原本) (発行後 3 か月以内のもの)
 - ⑤ 法人税の納税証明書 (原本) (発行後 3 か月以内のもの)
 - ⑥ 消費税及び地方消費税の納税証明書 (原本) (発行後 3 か月以内のもの)
 - ⑦ 会社概要 (パンフレット)
 - ⑧ 封筒見本
- (4) その他
- ①提出された書類は目的外に使用することはありません。
 - ②提出書類は返却いたしません。

5 選定方法

選定にあたっては、提出された書類に基づき、実現性、業務実績、信頼性などを総合的に評価し 1 事業者を選定します。(別紙「選定に係る評価基準」参照)

6 選定結果

- (1) 選定結果はすべての応募事業者に書面により通知します。
(選考結果通知予定日 令和 8 年 3 月 9 日 (月))
- (2) 審査の経緯は公表いたしません。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けません。
- (3) 選定された事業者は、区との間で別途確認書を取り交わします。

7 問い合わせ先及び提出先

杉並区 区民生活部 区民課 管理係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号

担当者 東城

電話 03-3312-2111 (内線 1102)

E-mail kumin-k@city.suginami.lg.jp

別紙（選定に係る評価基準）				
	評価基準	評価項目	配点	
1 提案内容	事業提案が募集要項に基づいた内容であるか評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業提案が区のコンセプトや事業目的に適合しているか ・区が指定する納入方法に対応できるか ・広告主の募集及び審査方法について 	30	
2 業務遂行体制	事業提案から、業務を遂行できるかどうかを評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な業務遂行と安定的に封筒を供給できる体制や計画があるか ・当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか（他自治体での業務実績） 	40	
3 リスク対応	万が一、掲載広告内容に不備が生じた際の対応について評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・広告事業者の不正行為など、掲載広告内容に不備等が生じた際の具体的な対応策 ・不備等が生じてから、代替封筒の納品スケジュール 	20	
4 封筒のデザイン性	提出された封筒見本からデザイン性を評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン等に関する独自の工夫について ・区内企業の活性化のため、地元企業等の広告を優先的に掲載し、区民にわかりやすいよう提案できているか 	10	
合計				100